

○ 暫定ケアプランの取扱いについて

令和元年 7 月 初版
北杜市 介護支援課

1 趣旨

利用者が認定区分にかかわらず、安定的・継続的に支援が受けられるよう、居宅介護支援事業者と地域包括支援センター(以下「センター」という。)が連携して暫定ケアプランを作成し、認定結果が想定した認定区分と異なった場合においても、居宅介護支援事業者又はセンターが作成した暫定ケアプランに基づき利用したサービスが介護給付費又は第 1 号事業支給費の対象とするため、必要な事項を定めるものとする。

暫定ケアプランの取扱いについては、別紙 1「介護制度改革 INFORMATION vol.80 平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol.2) について」(平成 18 年 3 月 27 日厚生労働省介護制度改革本部通知)、別紙 2「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」(平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知)によるもののほか、以下の取扱いとする。

2 用語の定義

- (1) この取扱いにおいて「居宅介護支援基準」とは、北杜市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年北杜市条例第 1 号。)のことをいう。
- (2) この取扱いにおいて「介護予防支援基準」とは、北杜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 26 年北杜市条例第 38 号。)のことをいう。
- (3) この取扱いにおいて別紙 3「一連の業務」とは、居宅介護支援基準第 15 条第 6 号から第 11 号及び介護予防支援基準第 31 条第 6 号から第 11 号に規定する業務のことをいう。
- (4) この取扱いにおいて「ケアマネジメント業務」とは、居宅介護支援基準第 14 条及び第 15 条並びに介護予防支援基準第 30 条及び第 31 条に規定する業務のことをいう。
- (5) この取扱いにおいて「暫定届出書」とは、居宅サービス計画作成暫定届出書兼介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント暫定届出書のことをいう。

3 暫定ケアプランが必要となる主な事由

- (1) 被保険者が新規に要介護(要支援)認定の申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (2) 要介護者(要支援者)が区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- (3) 要介護者(要支援者)が更新申請を行い、認定結果が更新前の認定有効期間中に確定しない場合

4 暫定ケアプランの作成に当たっての留意事項

- (1) 暫定ケアプランに基づきサービスを利用する場合は、あらかじめ暫定届出書を市に提出する。

なお、提出された日に属する月の1日までには遡るが月を跨いで遡ることは行わない。
- (2) 暫定届出書を提出せず、暫定ケアプランのサービスを利用した場合、当該プランは自己作成扱いとする。
- (3) 認定結果が非該当となったとき、又は暫定ケアプランに設定した要介護よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又はその家族に対し十分な説明を行う。
- (4) 要介護(要支援)認定は有効期間が申請日に遡って決定され、暫定ケアプランについても決定された要介護度等に基づき有効となることから、暫定ケアプランを作成する場合であっても、一連の業務を行う。
- (5) 更新申請の際に、利用者の状況からサービス内容に変更がないと判断し、更新前と同一の内容で暫定ケアプランとする場合には、暫定ケアプラン作成時の一連の業務を省略することができる。この場合において、認定結果が出たときは、速やかに一連の業務を行わなければならない。
- (6) 認定結果が要介護、要支援又は非該当のいずれになるか判断できない場合は、指定居宅介護支援事業者とセンターが相互に連携を取り、協議の上どちらが暫定ケアプランを作成するか決定し作成するものとする。

5 認定結果に基づく対応

- (1) 新規、更新、変更申請時に作成した暫定ケアプランに位置付けた要介護度(要支援度)と認定結果が同一の場合
 - ・ 認定決定後、速やかに一連の業務を行わなければならない。

ただし、暫定ケアプラン作成時のサービス担当者会議において、想定していた要介護度(要支援度)と認定結果が同一であった場合にサービスの変更を行わない旨の検討がされているとともに、その検討内容がサービス担当者会議の要点等に記録されている場合に限り、認定決定後の一連の業務のうち、アセスメントの実施及び居宅サービス原案の作成並びにサービス担当者会議の開催を省略することができる。
 - ・ 暫定ケアプランがそのまま本ケアプランに移行したことがわかるようにする。

また、その旨利用者又はその家族に説明し、同意を得て支援経過に同意を得た日付、相手方、確認方法(電話、面接等)等を記録する。なお、支援経過への記録に代えて再度同意の署名をもらうことでも差し支えない。
- (2) センターが要支援を見込んで暫定ケアプランを作成したが、認定結果が要介護となった場合

- ・ 認定決定後、速やかに指定居宅介護支援事業者へ引継ぎを行う。

この際、引継ぎを受けた指定居宅介護支援事業者は、暫定ケアプランの作成に係る一連の業務及び作成後のモニタリングの実施等の居宅介護支援基準に規定されている業務を実施していないが、暫定ケアプランの作成を行ったセンターが当該規定を遵守し、それに係る記録等を指定居宅介護支援事業者に引継いだ場合、引継ぎを受けた指定居宅介護支援事業者が一連の業務を行ったものとみなす。

なお、指定居宅介護支援事業者は、引継ぎを受けたことについて居宅介護支援経過記録等に記録をしておかなければならない。また、この場合において、居宅介護支援費は、認定有効期限の開始日から運営基準減算を適用することなく算定できるものとする。
 - ・ 居宅介護支援費について、認定有効期限内にセンターが一連の業務を行っていない場合は適用されない。その場合は、自己作成扱いとなる。
- (3) 指定居宅介護支援事業者が要介護を見込んで暫定ケアプランを作成したが、認定結果が要支援となった場合
- ・ 認定決定後、速やかにセンターへ引継ぎを行う。

この際、引継ぎを受けたセンターは、暫定ケアプランの作成に係る一連の業務及び作成後のモニタリングの実施等の介護予防支援基準に規定されている業務を実施していないが、暫定ケアプランの作成を行った指定居宅介護支援事業者が当該規定を遵守し、それに係る記録等をセンターに引継いだ場合、引継ぎを受けたセンターが一連の業務を行ったものとみなす。

なお、センターは、引継ぎを受けたことについて介護予防支援経過記録等に記録をしておかなければならない。また、この場合において、介護予防支援費は、認定有効期限の開始日から算定できるものとする。
 - ・ 介護予防支援費について、認定有効期限内に指定居宅介護支援事業者一連の業務を行っていない場合は、適用されない。その場合は自己作成扱いとなる。
 - ・ 指定居宅介護支援事業者はセンターに対し、速やかに情報提供を行うとともに、センターは指定居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を委託できるものとする。

ただし、センターと指定居宅介護支援事業者がケアマネジメント業務に関する委託契約を締結しており、当該利用者に係るケアマネジメント業務についてセンターと合意が出来た場合に限る。
- (4) 認定結果が非該当の場合
- ・ 基本チェックリストがない場合は全額自己負担となる。
 - ・ 要介護認定申請時に基本チェックリストが添付されていて、事業対象者に該当している場合は、非該当の認定結果が出た後に、暫定届出書を提出し、その適用日を要介護認定申請日まで遡ることができる。この場合、利用したサービスを総合事業の訪問

型サービス又は通所型サービスに置き換えることができれば、第 1 号事業給付費の支給を受けることができる。

なお、センターは、介護予防ケアマネジメント費を請求できる。

また、事業対象者は、自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していないので、留意する。

参考 自己作成の提出書類

(1) 居宅介護サービス利用の場合

- ・ 第 1 表 居宅サービス計画書(1)
- ・ 第 2 表 居宅サービス計画書(2)
- ・ 第 3 表 週間サービス計画表
- ・ 第 4 表 サービス担当者会議の要点
- ・ 第 5 表 居宅介護支援経過記録
- ・ サービス利用票・別表
- ・ サービス提供票・別表

(2) 介護予防サービス利用の場合

- ・ 介護予防サービス・支援計画表
- ・ 介護予防支援経過記録(サービス担当者会議の要点を含む)
- ・ サービス利用票・別表(居宅介護サービスと同じもの)
- ・ サービス提供票・別表(居宅介護サービスと同じもの)

支援経過記録の記載方法

(1) 見込みと相違の場合(暫定ケアプラン(要支援)→認定結果(要介護)又は暫定ケアプラン(要介護)→認定結果(要支援))

- ・ 暫定ケアプランを作成した事業者の記録した支援経過の写しを、認定結果により本プランを作成する事業者に手交する。
- ・ 暫定ケアプランを作成した事業者は、上記について、本プランを作成する事業者に手交したことまでを支援経過に記載する。
- ・ 本プランを作成する事業者は、暫定ケアプランを作成した事業者から受領した記録の写しを別添につづり、その旨支援経過に記載する。